参考資料4

農業資材審議会関係法令等

1.	農業資材審議会令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	農業資材審議会議事規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会設置規程 ・・・・・・・!

(組織)

- 第一条 農業資材審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

- 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任 命する。

(委員の任期等)

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解 任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (分科会)
- 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、 審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
農薬分科会	農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の規定により審議会の権限に属
	させられた事項を処理すること。
飼料分科会	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十
	五号) 及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律
	第八十三号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理するこ
	と。

種苗分科会

種苗法 (平成十年法律第八十三号) の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指 名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決(次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。)をもって審議会の議決とすることができる。 (部会)
- 第六条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指 名する者が、その職務を代理する。
- 6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(議事)

- 第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議 を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。 (庶務)
- 第八条 審議会の庶務は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課において処理する。 (雑則)
- 第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成十三年三月二十一日 農業資材審議会決定

(総則)

第一条 農業資材審議会(以下「審議会」という。)の運営については、農林水産省設置 法(平成十一年法律第九十八号)及び農業資材審議会令(平成十二年政令第二百八十八号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(議事)

- 第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。
- 2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障 を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益を もたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

- 第四条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。
- 2 会長は、議事録又は議事要旨を公開することにより、特定の個人若しくは団体に不当 な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、議事録及び議事要旨の一部又 は全部を非公開とすることができる。

(臨時委員)

第五条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第六条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第七条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見 の陳述を求めることができる。

(分科会及び部会)

第八条 第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」又は「部会長」と、「審

議会」とあるのはそれぞれ「分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(分科会の議決)

第九条 分科会の議決は、審議会の議決とみなす。

(小委員会)

第十条 分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査 審議させることができる。

(委任規定)

第十一条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

令和4年6月22日決定 農業資材審議会農薬分科会

農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会設置規程

- 第1条 農業資材審議会令(平成12年政令第288号)第6条第1項の規定に 基づき、農薬分科会に生物農薬評価部会を置く。
- 2 生物農薬評価部会は、農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第39条第1項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項(法第3条第1項の登録、法第7条第7項の変更の登録、法第9条第2項の再評価、法第34条第1項の外国製造農薬の登録等に関するもの)のうち、生物農薬(法第2条第1項で規定される農薬であって同条第2項の規定により農薬とみなされる天敵をいう。)に関するものを処理する。

生物農薬評価部会の審議資料等の取扱いについて

一般に、いわゆる審議会等は、国の政策上重要な事項について、学識経験を有する者等の合議による意見を求めるために設置されるものであり、審議結果を踏まえた政策決定が広く国民に受容されるためには、会議や議事録の公開を通じて、検討過程の透明性を確保することが原則である。ただし、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合には、その全部又は一部を非公開とすることができるとされており(「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定))、農業資材審議会においてもこれに準じたルールを定めている(農業資材審議会議事規則第3条及び第4条)。

農薬は、病害虫による農作物の被害を防ぎ、国民一人一人に十分な農産物を供給するために必要な資材であるが、同時に、環境中に放出されるものであるため、生活環境動植物や農薬使用者等に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、農薬の登録に当たっては、多岐にわたる試験成績の提出を求め、その毒性を明らかにした上で、人の健康への悪影響が生じないよう、使用方法や使用上の注意事項を定めている。

本部会で審議される生物農薬の農薬使用者、蜜蜂等に対する影響評価は、 市販される農薬が適正に使用された場合の評価であり、十分な科学的根拠に 基づき適正に審査されることが、安全な食品の安定的な供給という公共の利 益に資することとなる。

一方、生物農薬の農薬使用者、蜜蜂等に対する影響評価の検討には、申請者の知的財産でもある各種の試験成績が必要であり、審議会の原則に従い公開すれば、悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがある。

したがって、競合相手への科学データの漏洩を懸念することなく申請者から十分な情報が提供されるようにするとともに、申請者の知的財産権の侵害を防止するため、各種資料を厳格に管理する必要がある。また、これらの資料に基づき作成される評価書等の二次資料や、これらの資料を用いて行われる審議についても、同様の対応が必要と考えられる。

これによって、本部会における審議の円滑化が図られ、適正な生物農薬の評価を通じ安全な食品の安定的な供給に資するという上記の目的が達成されることとなる。

具体的には、本部会における審議資料その他の情報の取扱いは、以下のとおりとする。

1 審議資料

生物農薬評価部会において用いられる審議資料には、

- (1)登録申請時に農薬取締法第3条第1項の規定に基づき申請者が提出した資料のうち生物農薬の評価に必要なものの写し
- (2) 他省の審議会等において当該生物に係る評価を取りまとめた評価書又は意見募集中の評価書案
- (3) 試験成績を総括した評価書案

等が含まれ得るが、そのうち(1)(3)を非公表とし、部会の委員による転記・複製を禁じ、審議終了後には事務局が資料を回収する。

2 議事内容

本部会においては、上述のとおり知的財産として保護すべき資料を用いて審議が行われることから、審議の詳細が第三者の知るところとなれば、当該資料の内容を類推することが可能となり、当該申請者に著しい不利益をもたらすこととなる。このため、農業資材審議会議事規則第8条の規定に基づき準用される第3条第2項、第4条第1項及び第2項の規定に基づき、部会長は、本部会において個別の生物農薬について審議する場合は、その議事を非公開とする。また、議事録及び議事要旨を一般の閲覧に供するものとする。

議事録は、公開することにより、特定の個人若しくは団体に不当な利益 又は不利益をもたらすおそれがある部分を除くものとし、また、議事録の 公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに当 該農薬の部会審議結果が分科会で報告及び審議された後、発言者氏名を含 む議事録を公開するものとする。

議事要旨には、評価の結果及び根拠を簡潔に記載するものとする。

3 部会の審議を通じて知り得た情報

委員は、本部会の審議を通じて知り得た情報については、審議会資料等として書面にまとめられたものであるか否かを問わず、部会の委員又は事務局以外の者へ提供したり、公にしてはならないものとする。